車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条第１項に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第４号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項又は第２項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成24年９月28日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
神戸市道生田川箕谷線（阪神高速32号新神戸トンネル）	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目から兵庫県神戸市北区山田町下谷上まで 兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目から兵庫県神戸市北区山田町下谷上まで

２．指定する期日　平成24年10月１日

３．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成24年９月28日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

１．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
神戸市道生田川箕谷線（阪神高速32号新神戸トンネル）	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目から兵庫県神戸市北区山田町下谷上まで 兵庫県神戸市中央区吾妻通六丁目から兵庫県神戸市北区山田町下谷上まで

２．指定する期日　平成24年10月１日

平成23年度日本たばこ産業共済組合の決算に関する公告

平成24年９月28日　　東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
日本たばこ産業共済組合

１　長期経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	2,301	剰余金	12,638
固定資産	10,337		
合計	12,638	合計	12,638

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	11,222	経常収益	9,752
		当期損失金	1,470
合計	11,222	合計	11,222

２　業務経理

貸借対照表の要旨

（平成24年３月31日現在）　（単位：百万円）

借方	金額	貸方	金額
流動資産	12	剰余金	12
合計	12	合計	12

損益計算書の要旨

（自　平成23年４月１日　至　平成24年３月31日）　（単位：百万円）

損失	金額	利益	金額
経常費用	10	経常収益	11
当期利益金	1		
合計	11	合計	11